

提供日 2021/11/08
タイトル 第42回静岡県消費生活審議会の開催
担当 暮らし・環境部 県民生活局県民生活課
連絡先 消費者支援班
TEL 054-221-2257



県民の消費生活の安定・向上を目的とした県の施策について審議するため

第42回静岡県消費生活審議会を開催します

第42回静岡県消費生活審議会では、「静岡県消費者基本計画(案)」等について審議します。

- 1 日時 令和3年11月15日(月)午後2時から午後4時まで
- 2 場所 県庁別館7階 第二会議室A(静岡市葵区追手町9-6)
- 3 出席者 (1)県消費生活審議会委員(オンラインによる出席者あり)
(学識経験者8名、消費者代表7名、事業者代表6名で構成)
(2)県暮らし・環境部長、県民生活局長 ほか
- 4 議題 (1)静岡県消費生活条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」の改正
(2)静岡県消費者基本計画の策定
- 5 傍聴 (1)定員 5名
(2)手続 会議の傍聴を希望される方は、開始時間の10分前までに、受付で氏名・住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入場してください。定員になり次第、受付を終了します。
- 6 問合せ 静岡県 暮らし・環境部 県民生活局 県民生活課 消費者支援班
電話番号 054-221-2257
FAX番号 054-221-2642
電子メール shohi@pref.shizuoka.lg.jp
- 7 参考 静岡県消費生活審議会は、静岡県消費生活条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査審議するとともに、知事に対し意見を述べる組織として設置された機関です。